新型コロナの影響により家計が急変した学生に対する支援内容の詳細について

〇家計急変の事由発生

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により家計が急変した日（事由発生日）を添付の「授業料減免申請書」に記載してください。

〇家計急変の状況について

　　給与収入を得ている生計維持者に急変の事由が生じた場合、減少後の概ね３カ月の月収及び前年の同じ期間における月収並びに急変後の年間収入額（見込）等と減少率について添付の「家計（給与収入）に関する申立書」に記載してください。

　※自営業等で急変の事由が生じた場合、「家計（給与収入以外の場合）に関する申立書」に記載してください。不明点は別途ご相談ください。

〇独自支援の範囲

新制度※（階段状の範囲）に基づく授業料減免を超えて、申請対象者(対象となる学生)として列記の区分(１)から(４)に該当する者に対し独自の支援を行います。

　　※下図の第Ⅰ区分とは住民税非課税世帯、第Ⅱ及び第Ⅲ区分は第Ⅰに準ずる世帯

　　　　上記の場合、授業料減免の適用と給付型奨学金の支給が受けられます

　　　図の横軸は世帯の年収目安で、両親・本人・中学生の家族４人の給与収入合計(年間)

　　　なお、区分(４)の外国人留学生の場合は新制度の対象外であり、別途ご相談ください



【支援内容の例示】

　区分(１)

矢印①：従来は第Ⅱ区分を適用、急変により第Ⅰ区分に変更 →　授業料減免:1/3

矢印②：従来は新制度の支援非適用、急変後は第Ⅲ区分該当 →　授業料減免:1/3

　区分(２)

　　矢印①`：従来は第Ⅱ区分を適用、急変後も第Ⅱのまま、前年比１割程度の世帯年収減

　　　　　　かつ公的証明が提出される場合 →　授業料減免:1/5

　区分(３)

　　矢印②`：従来は新制度の支援非適用、急変により世帯年収５百万円程度以下の見込

　　　　　　かつ前年比３割程度の世帯年収減の場合 →　授業料減免:1/3

区分(１)の支援対象期間の例(上記矢印②)



（学生支援機構）

　 減免額算出の例　535,800円(授業料年額)×1/12×減免率1/3×３カ月(対象期間)＝44,650円

【留意事項】

・この申請を行うにあたっては、世帯の収入減少が前提になるとともに、急変後の世帯年収が５百万円程度以下に見込まれることが目安となります。

・区分(２)以降の支援期間については、原則として後期分が対象となりますが、急変の状況等により期間が変更となる場合があります。